

議案第11号

愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年愛西市条例第40号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成25年2月26日提出

愛西市長 八木 忠 男

提案理由

この案を提出するのは、特別職の職員で非常勤のものに対して支給する報酬及び費用弁償の区分及び報酬の額を明確にするため、条例別表に規定する事項について整備を行う必要があるからである。

愛西市条例第 1 1 号

愛西市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

愛西市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年愛西市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

区分	報酬の額
教育委員会	
委員長	月額 50,000 円
委員	月額 40,000 円
選挙管理委員会	
委員長	日額 6,800 円
委員	日額 6,500 円
監査委員	
一般選出(識見者)	月額 60,000 円
議会選出	月額 30,000 円
公平委員会	
委員長	日額 6,800 円
委員	日額 6,500 円
農業委員会	
会長	月額 35,000 円
副会長	月額 28,000 円
委員	月額 25,000 円
固定資産評価審査委員会	
委員長	日額 6,800 円
委員	日額 6,500 円

介護認定審査会（審査件数 25 件以下）	
委員長	日額 22,000 円
委員	日額 19,000 円
同上(審査件数 25 件を超え 35 件以下)	
委員長	日額 24,000 円
委員	日額 21,000 円
障害者総合支援審査会	
委員長	日額 22,000 円
委員	日額 19,000 円
投票所の投票管理者	日額 12,700 円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,200 円
開票管理者	日額 10,700 円
選挙長	日額 10,700 円
投票所の投票立会人	日額 10,800 円
期日前投票所の投票立会人	日額 9,600 円
開票立会人	日額 8,900 円
選挙立会人	日額 8,900 円
総代	年額 81,600 円
非常勤消防団員	
団長	年額 320,000 円
副団長	年額 260,000 円
分団長	年額 120,000 円
副分団長	年額 65,000 円
班長	年額 55,000 円
団員	年額 45,000 円
社会教育委員	日額 6,500 円
スポーツ推進委員	月額 6,500 円
特別職報酬等審議会	会長（委員長） 日額 6,800 円
総代連絡調整会議	委員 日額 6,500 円

情報公開審査会	
国民保護協議会	
総合計画審議会	
行政改革推進委員会	
民生委員推薦会	
国民健康保険運営協議会	
防災会議	
都市計画審議会	
学校給食運営委員会	
青少年問題協議会	
文化財保護審議会	
図書館協議会	
国民健康保険八開診療所顧問医師	月額 450,000 円
保育園医	年額 一園当たり 190,000 円 加算 園児一人当たり 270 円
保育園歯科医	年額 一園当たり 163,100 円 加算 園児一人当たり 270 円
保育園眼科医	年額 一園当たり 147,500 円 加算 園児一人当たり 140 円
福祉事務所嘱託医	月額 80,000 円
学校医	年額 一校当たり 190,000 円 加算 児童生徒一人当たり 270 円 教職員一人当たり 570 円
学校歯科医	年額 一校当たり 163,100 円 加算 児童生徒一人当たり 270 円
学校眼科医	年額 地区当たり 147,500 円 加算 児童生徒一人当たり 140 円
学校薬剤師	年額 一校当たり 91,700 円
交通安全指導員	月額 75,000 円

母子保健推進員	月額 2,600 円
消費生活相談員	日額 6,500 円
臨時又は非常勤の顧問、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者	月額 290,000 円の範囲内において市長が定める額

備考 投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人の立会い時間が、当該立会いをした選挙の投票時間に満たないときの投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人の報酬の額は、この表に定める報酬の額に2分の1を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(愛西市総代の設置に関する条例の一部改正)
- 2 愛西市総代の設置に関する条例（平成21年愛西市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(報酬)

第8条 総代の報酬は、愛西市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年愛西市条例第40号）の規定を適用する。

(愛西市消防団条例の一部改正)

- 3 愛西市消防団条例（平成17年愛西市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

(報酬)

第15条 団員の報酬は、愛西市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年愛西市条例第40号）の規定を適用する。

別表を削る。